

令和5年度 第1回 徳島県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時等

日時 令和5年8月3日(木)午前11時00分～午前11時30分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 撫養委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 山本委員

(使側委員)五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選任

(2) 徳島県最低賃金額改正の審議

(3) その他

4 議事

事務局(室長)

只今より、令和5年第1回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

部会長が選任されるまでの間、事務局で進行いたします。

お手元、机上に皆様の辞令をお配りしております。事務的になりますが、ご査収のほどよろしくお願いします。

本日の資料は、先に開催しました第3回本審の資料を使います。

次に委員の出席状況、公開状況について説明させていただきます。

本専門部会は、全委員の3分の2の6名以上、又は各側委員の3分の1の各1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、6名以上の方が出席しております。本専門部会が成立していることを報告します。

また、本専門部会は公開しております。5名の方が傍聴されております。傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いします。

まずは、議題1、部会長、部会長代理の選任を行います。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第25条第4項及び第24条第4項の規定により、公益委員から選出されることとなっております。

先に開催しております、公益委員会議において、段野委員に部会長、稲倉委員に部会長代理の内諾をいただいております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

部会長、部会長代理はお手数ですが、机上のプレートを起こしてください。

段野部会長に以後の進行をお願いします。

段野部会長

段野です。皆様、よろしく申し上げます。

第3回本審に引き続いての開催となります。また今年から、第1回の専門部会を公開することとなりました。徳島県の最低賃金としてふさわしい金額となるよう、審議を重ねてまいりたいと考えております。皆さま、改めてよろしく申し上げます。

それでは議題2の徳島県最低賃金改正の審議に移ります。

先程、本審では総括的なご意見をいただきました。時間の関係で発言できなかった方もいらっしゃるかと思います。

目安では徳島のBランクは40円となっております。昨年の30円から更に10円上がっております。この金額も含めました中央最低賃金審議会の答申や、今後の専門部会での審議について、労使の、もう少し踏み込んだご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

まず、労側委員から申し上げます。

川口委員

先ほど、使用者側からは企業物価指数も上がっていると発言がありました。様々な物価が上がっている中、残されているのは労働者の賃金になろうかと思えます。当然、会社経営されている方も企業を存続させながら、労働者も守っていかなければならない苦しみもあることは分かっております。先ほど、三木委員からもありましたが、最低賃金近傍で働く人の生活を考えると、少しでも上げていく審議ができたらと思えます。

事前に入った情報ですが、昨日、愛知県の専門部会で目安どおり41円とし、明日の本審で決まるということでした。

山本委員

山本です。

私からは春闘結果を踏まえて発言したいと思います。

2023春季生活闘争の集計状況になりますが、連合の5,272組合で妥結した状況ですが、賃上げ率全体で3.58%という結果となっております。今年の特徴は分散、広がりの特徴となっております。連合が集計発表して以来、パートなどの時給においても過去最大の引上率となっております。これは労使が真摯に交渉した結果であるととらえております。人手不足とか経済社会情勢の要因というものも加えて、社会的な問題意識を共有して賃上げに向けた交渉前段における社会的気運の醸成の要因、物価の高騰、企業物価の高騰も含め、十分な価格転嫁ができない中で収益が圧迫している企業も少なくなかったと思えます。そうした中でも人材の確保を重視して、大手並みの賃上げに踏み切ったところと一方で昨年並みの回答に終始したところもあります。背景には、経営状況の違いや賃上げの必要性に対する認識の差が要因にあったのではないかと分析しております。賃上率は、有期短時間として働く方々がこれまでの最大となっております。連合だけが旗を振っているというのではなく、厳しい産業状況、回復途上の産業状況にある産別企業を含めて、これまで以上に積極的な取り組みを行った結果であると分析しております。

賃上げの流れを中期的に継続していくことで今を未来につながる転換点だったといえるようにしたいと思えます。そのためにも価格転嫁を含めて賃上げができる環境をいかに作っていくのか

というのが大きな課題であります。格差是正ともいえる最低賃金で組合のない企業で働く労働者、未組織労働者であるとか、最低賃金近傍で働く労働者が日本社会全体で8割以上います。その方々の賃金の底上げと、実質賃金の長期低額傾向からの反転と労働条件向上へと確実に波及していくと考えております。以上です。

段野部会長

ありがとうございました。どうぞ。

賀川委員

昨年からも話をさせていただいております、最低賃金引上げは労働者の生活を守っていくことで、これは当たり前のことですが、今 855 円ですが、全国見比べても見劣りする数値だと思っております。このままですと、徳島県の魅力も落ちます。徳島県の人口は下がっております。自然減もありますが、社会減、流出していつていることが起きております。優秀な人材を確保するためにも最低賃金を上げるべきですし、そういったことをしないとEX（従業員満足度）、DX（デジタル技術による変革）を進めていく上でも支障が出ます。生産性の向上も進めていかなければなりませんので、最低賃金を引き上げていこうという思いで臨んでいます。

855 円ってどうなのか他県の方とお話しする機会がありました。他県といっても関西、東京となりますが、「まだ徳島ってこんなものなの」ということで、徳島県の状況を鑑みて金額を決定しておりますが、そういった見方をされる。他県から徳島県に移住して働こうという気が起きにくい、という状況になっております。今回、目安が 40 円と出ていますけど、それ以上に上げて、強いメッセージを出すことが求められていると思っておりますので、皆様よろしくお願ひします。

段野部会長

賀川委員ありがとうございました。

続いて使側委員お願ひします。

0

脇田委員

基本認識的なところで、話をさせていただきます。最低賃金というのはその影響を受けやすい中小、小規模事業者の置かれている経営状況を十分に踏まえた議論をお願ひしたいということがまず1点と、賃金決定の三要素を総合的に表しております、賃金改定状況調査結果というものを我々は一番重視していきたい。理由のない決定はしたくない。

その中で、エネルギーとか原材料価格の高騰という企業物価の動向も踏まえながら、事業の継続と雇用維持の観点から議論を深めていきたいと思ひます。

目安は、政府方針に過度に縛られることなく決定されたものであって、目安はあくまで参考ということを使側としては考えていきたい。

業務の改善が伴わない中で、人手確保のため賃上げをしている企業が非常に多いと思ひます。我が県の中小、小規模事業者の経営状況を十分に踏まえて議論を進めたいと思ひます。

中村委員

最低賃金がどこまで高くなるのかという疑問があります。1年だけコロナの関係で低かった年

がありましたが、目安が毎年出される度に3%以上上がっています。毎年発言していますが、上昇率というのがすさまじいのでどうやってついていくのか、経営の見通し、長期計画がなかなか立たない。来年はどうか、その秋にまた上がり、どこまで行くのか。目標数値の在り方、例えば賃金の平均値の半分のところに設定していくとか、何か指標でもあれば経営者としても計画を立てて長期目線で経営していくことができると思うのです。最低賃金引上げに、すぐに対応していかななくてはいけないというのが実態です。

価格転嫁について、徳島は特に、価格転嫁ができない業種が医療福祉です。介護報酬、医療報酬という決められた公定価格の中で賃金を上げていくというのは経営努力ではできない。こういう業種に就く人は徳島で一番多い。こうした人が多いという実態もあるということを考えていただけたらと思います。

非常に最低賃金の上昇率が気になっています。影響率も出ていますが、今までは、最低賃金が関係ないという企業の方も沢山いらっしゃいましたけども、ここまで来ると、多くの企業に非常に大きい影響が出ると思っております。能力評価であるとか、職種別・職務能力別に評価する基準を設けてあり、全部が底上げされる場合もありますので、この資料には出てこない影響率が非常に大きいと思っております。慎重に議論をしたいと思っております。

五島委員

今年初めて参加させていただいております。五島といいます。

私も警備業でマンパワーを頼りにしている会社です。毎年厚生労働省が労務単価を発表しておりますが、警備業は145職種中140番目、2022年度調査となっております。それぐらいの低位置にある。本来は、警備員、安全産業として働いてくれている人にはもう少し賃金を出したいと思っている。しかしながら、私どもは下請け企業なので、価格転嫁はできません。上から賃金引上げ分のお金は流れてきません。賃金が上がりますと、社会保険料の会社負担分が16から17%上がってきます。利益が薄い上にこれらも上がってきます。働く人のため、近年このような酷暑が続きますと備品として、暑さ対策のアイテムを提供して快適に働いていただくようにしております。夏は熱中症、冬は寒さ対策、労働環境も作り上げていかなければならない上に、労務単価を上げると、相当厳しい状況になります。会社が存続できない状況になります。特に、30人未満の中小、零細企業におきましては賃金を払うために頑張っていますが、会社の利益が出ていない。利益が出ていないのに賃金を上げなければならないのは、何か逆転しているように思えます。企業物価も上がって、それに対して行政もいろんな助成、働き方改革、費用再構築、手厚くしていただかないと企業がもたないような事案が出てくると思っております。

お手柔らかに議論していただきたいと思っております。

脇田委員

事務局に少し資料をお願いしたいのですが、この第4回小委員会資料の1ページの資料の全国の消費者物価指数を徳島に置き換えたら、徳島の数字はいくらになるか、教えていただきたい。資料をお願いしたい。

事務局（室長）

本省の出している数値について調べてみましたが取り方がよくわかりませんでした。

稲倉部会長代理

私は消費者物価指数の研究をしておりますので、今の点、調べて提出していただいたらと思います。ホームページに載っておりますので、後で検索してみます。

中村委員

目安答申の資料の、令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移の表で、全国4.3、Bランク4.1となっている表の徳島はどうか知りたいと思うのです。

稲倉委員

毎月公表されておりますので、分かるかと思います。

脇田委員

この資料は中賃の委員から求められた資料であって、持家の帰属家賃を除く総合という数値を出して欲しいと言われて出した資料と思います。現数値というのものもあるのではないかと考えられます。

事務局（部長）

手持ちの資料が今ございませんので、資料を準備させていただくということでしょうか。

段野部会長

その他の意見はいかがでしょうか。

では事務局は資料をお願いします。

もしこの場において、現在考えられている具体的な金額や率などがありましたら、お願いしたいと思いますが、双方いかがでしょうか。

（意見なし）

本日は、具体的な金額・率のご提示がないようです。

次回の専門部会では具体的な金額の表明からお願いしたいと思います。

そのうえで、お互いの金額が近づくような議論をお願いしたいと思います。

事務局は、次回の開催について連絡をお願いします。

事務局（室長）

次回の専門部会は、8月4日、金曜日、午前9時から、場所はこの会議室、徳島地方合同庁舎6階会議室となっています。よろしく願いいたします。

段野部会長

本日はこれで終了します。

皆様、ご審議ありがとうございました。

（閉会）